

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金に関する よくある質問（FAQ）

R7.5.8 Ver.1.0

交付要綱：

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

経済産業省補助金：

一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金のうち、マンション等への充電設備設置事業（基礎充電）を対象とした補助金

1 補助対象事業及び補助対象経費について

Q1-1 既に設置している既存の充電設備も対象となりますか。

A1-1 交付要綱第5条第4号のとおり、補助対象設備は新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品は対象外です。また、充電設備の設置工事（基礎工事含む）は、要綱第9条第5項のとおり、本補助金の交付決定を受けた日以降に着手してください。

Q1-2 急速充電設備は対象となりますか。

A1-2 補助対象設備は交付要綱別表1のとおり（普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセント）であり、急速充電設備は対象となりません。

Q1-3 戸建住宅への設置は対象となりますか。

A1-3 戸建住宅への設置は対象となりません。

Q1-4 機械式駐車場への設置は対象となりますか。

A1-4 平置き、機械式、立体駐車場の別によらず対象となります。機械式駐車場への設置可否については、駐車場の管理事業者や充電設備の設置事業者へ御確認ください。

Q1-5 既に既存の充電設備を設置している共同住宅について、追加の設置も対象となりますか。

A1-5 追加で充電設備を設置する共同住宅も対象となります。ただし、経済産業省補助金において、追加設置の場合の合計口数の制限がありますので御注意ください。詳細は経済産業省補助金の申請の手引き 130 頁を御参照ください。

Q1-6 市民以外の個人若しくは市外の事業者が所有する住宅は対象となりますか。

A1-6 交付要綱第4条第1号の要件（本市に所在する共同住宅の管理組合、本市に所在する共同住宅を所有する者、対象となる共同住宅の土地の利用及び補助対象設備の設置に関する許諾を受けた者）を満たす場合は、申請者の居住地及び所在地に関わらず申請可能です。

Q1-7 同一の個人や事業者による複数の共同住宅への申請は可能ですか。また、共同住宅に駐車場が複数ある場合は、それぞれの駐車場について申請は可能ですか。

A1-7 同一の個人や事業者による複数の共同住宅への申請も可能です。同一の共同住宅に属する駐車場が複数ある場合は、別の駐車場に設置する場合も「一つの工事」となりますが、駐車場が各棟の居住者ごとに分かれている場合は、それぞれの駐車場ごとに「一つの工事」として扱いますので、それぞれの駐車場ごとに申請を行ってください。

Q1-8 現地調査や図面作成に係る経費など、補助対象事業に関する経費のうち、補助金の交付決定日より前に支出した経費は対象となりますか。

A1-8 交付決定日以後に発生した経費が対象となりますので、補助対象事業に関する経費であっても、交付決定日より前に支出した経費は対象となりません。

Q1-9 複数年にかけて設置する充電設備は対象となりますか。

A1-9 交付要綱別表2のとおり、令和8年3月31日までに実績報告を提出する必要がありますので、令和8年3月31日以降に設置する充電設備は対象となりません。

Q1-10 交付要綱別表1の「申請あたりの補助対象上限基数」よりも多い基数を設置することは可能ですか。

A1-10 交付要綱別表1は、本補助金の交付を受けずに設置する充電設備は含まれませんので、上限基数よりも多い基数を設置することは可能です。上限を超える基数については、本補助金の補助対象経費には含まれませんので御注意ください。

Q1-11 充電設備の設置にあわせて、同一の工事で既存の充電設備の撤去工事を行うことは可能ですか。

A1-11 充電設備の設置工事と既存の充電設備の撤去工事を同一の工事で行うことは可能ですが、撤去工事は本補助金の対象とはなりません。

Q1-12 将来の充電設備の設置に向けた配管部材等の設置工事は対象となりますか。

A1-12 将来用の配管部材等の設置工事は対象とはなりません。

Q1-13 本補助金で受領する経費を一括して他の事業者へ委託することはできますか。

A1-13 補助対象事業の全部又は主要な部分を第三者へ委託することは出来ません。

2 申請について

Q2-1 神奈川県補助金との併用も可能ですか。

A2-1 「神奈川県EV普通充電設備整備費補助金」との併用も可能です。交付申請書（第1号様式）の「その他補助金」欄に神奈川県への補助金申請額を記載し、神奈川県へ提出した交付申請書を添付してください。

Q2-2 共同住宅の居住者も申請出来ますか。

A2-2 交付要綱第4条第1号に基づき、対象となる共同住宅の管理組合又は所有者から利用及び補助対象設備の設置に関する許諾を受けた場合は申請可能です。申請の際に土地の利用及び充電設備設置の許諾を証する書類を提出してください。

Q2-3 経済産業省補助金を申請し、交付決定を受ける前に申請は可能ですか。

A2-3 経済産業省補助金へ申請し、交付決定を受ける前であっても申請可能です。

Q2-4 経済産業省補助金を申請し、選定外となった場合も申請は可能ですか。

A2-4 経済産業省補助金へ申請を行った結果、審査基準額を超過し、選定外となった充電設備も、本補助金における補助対象者及び補助対象設備の要件を満たす場合は申請可能です（経済産業省補助金の交付決定を受ける前に本補助金を申請し、経済産業省補助金補助金が選定外となった場合も同様です）。

Q2-5 経済産業省補助金の「マンション等簡易申請」を利用した場合も申請は可能ですか。

A2-5 経済産業省補助金の「マンション等簡易申請」による申請の場合も本補助金の申請は可能です。

Q2-6 交付要綱第4条第3号の「市税の滞納がないこと」について、市民以外の個人若しくは市外の事業者は対象となりますか。

A2-6 市民以外の個人若しくは市外の事業者については対象となりませんので、納税証明書の提出は不要です。

Q2-7 交付要綱第19条第1項第3号にある役員とは、どのような役職の者を指しますか。

A2-7 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。役員に該当するか否かは申請者において判断してください。

Q2-8 申請書や添付資料のサイズやページ数に制限はありますか。

A2-8 申請書はエクセル形式のまま、関連資料はPDF形式（写真はJPG又はPNG形式）で送付してください。サイズやページ数の制限はありません。

Q2-9 申請が受理されたかどうかを確認したい。

A2-9 申請書を受理した後、一週間以内にオンライン手続きかわさきから審査開始のメールをお送りします。一週間を経過してもメールが届かない場合は、お手数ですが事務局宛て御連絡をお願いします。

Q2-10 一度提出した申請書の修正は出来ますか。

A2-10 交付申請期間内であれば申請書類の差替を受け付けますので、事務局宛て御連絡の上、再提出をお願いします。再提出の場合は、必ず再提出である旨がわかるようにメール本文に記載し、差替分の資料だけでなく、申請に必要な資料一式を送付してください。交付申請期間を過ぎた後の資料追加や差替は認められませんので御注意ください。

Q2-11 交付決定の可否はいつわかりますか。

A2-11 交付申請書の受理後、おおむね2週間程度で全ての申請者へ結果を通知します。

Q2-12 申請期間内に申請金額が予算に達した場合は、どのように交付決定の可否が審査されますか。

A2-12 申請期間内に補助金交付予定の総額が予算の範囲を超えた場合は、予算の範囲を超えた日に受理した申請者の補助金申請額を案分し、予算の残額に応じて算定を行います。

3 実績報告について

Q3-1 事業実績報告書はいつまでに提出すればよいでしょうか。

A3-1 充電設備の一連の設置及び支払いが完了した日から起算して30日以内又は別表2（1）に定める実績報告書提出期間の終期（令和8年3月31日）のいずれか早い日までに提出いただく必要があります。

Q3-2 事業実績報告の時点ですべての経費の支払が完了している必要がありますか。

A3-2 支払が完了している必要はありませんが、補助対象事業が完了している必要があります。報告の時点で支払が完了していない場合は、実績報告書（第7号様式）の支払完了（予定）日の欄にすべての経費支払が完了する予定の日付を記載してください。

4 その他

Q4-1 令和6年度の補助金との変更点はなんですか。

A4-1 市内の共同住宅への充電設備設置をより促進するために、経済産業省補助金の選定外となった充電設備も本補助金を活用出来るよう、申請要件の見直しを行いました。また、基数を多く設置する共同住宅に対応出来るよう、補助対象上限基数を5基から最大20基まで引き上げました。

Q4-2 既に充電設備を設置している共同住宅の事例を知りたい。

A4-2 「EVマンション充電のススメ@かわさき」において、充電設備を設置している市内の共同住宅の事例を紹介しています。

EV充電インフラ普及のためのデジタル資料室

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000150391.html>

Q4-3 分譲マンションの場合は管理組合の総会における決議が必要ですが、管理規約の改正等について市のサポートはありますか。

A4-3 御要望に応じて個別のマンションの理事会等に充電設備設置に関する説明会や、資料の送付を行っています。詳細は事務局までお気軽にお問合せください。また、管理組合の規約の改正など、マンションにおける相談はハウジングサロンの「マンション管理相談」においてマンション管理士等の専門家が無料で対応しています。

ハウジングサロン（住宅相談・マンション管理相談）

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000055223.html>

Q4-4 補助金の交付が決定した場合、充電設備に本補助金を活用した事業であることを明記する必要がありますか。

A4-4 必ずしも本補助金を活用した事業であることを明記する必要はありませんが、広報などを行う際は、可能な範囲で補助金活用事業である旨の紹介をお願いします。

Q4-5 本補助金を活用した充電設備について、保管に係る義務期間はありますか。

A4-5 交付要綱第14条及び別表5のとおり、取得した日から5年の処分制限期間が設けられています。この期間内に充電設備を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（第9号様式）をあらかじめ御提出ください。

【事務局・問合せ先】

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課

電話：044-200-2530

メール：30kyoso@city.kawasaki.jp